

## ■学位論文評価基準

### 音楽研究科博士後期課程 博士論文

#### 1. 水準

本学大学院学則第4条第2項に定めるところにより、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力について審査を行うものとする。

#### 2. 審査の方法と評価

博士論文の審査は、申請者が自立した研究者と見なされ得る学識と能力を得ているかを明確にするために、予備審査と本審査の2段階に分け、下記の項目によって審査する。

#### 【博士論文審査項目】

- 1) 研究目的が明確であり、学術的・社会的意義を有しているか。
- 2) 目的達成のために、適切な研究方法を実践しているか。
- 3) 先行研究を網羅し、それらを適切に評価しているか。
- 4) 学術論文としての一貫した論理が展開されているか。
- 5) 研究において、新たな発見や見解を示しているか。
- 6) 関連する分野の学術的発展に貢献しているか。
- 7) 研究倫理を遵守しているか。

#### (1) 予備審査

予備審査では提出された論文を主査と2名以上の副査が査読を行い、当該論文の内容の妥当性と完成度を確認し、その結果は以下のとおり申請者に通知する。

- A：多少の手直しを経て本審査に進むことができる。
- B：かなりの手直しをすれば、本審査に進むことができる。
- C：本審査に進むに際して、大幅な訂正と加筆が必要である。
- D：本審査に進む段階ではない。

#### (2) 本審査

申請者は予備審査結果に基づき加筆、データの補強等、必要な修正を行った上で本審査の申請を行う。本審査では、提出された論文を学外有識者を含む5人程度の審査委員が査読し、これについての口述試験を行い、博士論文としての妥当性と完成度を評価した上で合否を判定する。